

障害者虐待等に関する防止マニュアル

利用者が安心して過ごせる場の提供

特定非営利活動法人 立川マック

2019/04/01

[利用者の人権の擁護、虐待防止等のための講ずるべき措置]

1、目的

利用者に対しての虐待及びセクハラ等不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、当該法人に対する社会的信用を大きく損なわせる行為であり、それを未然に防止することは当法人の責務であります。

については、以下の通り防止策を作成し、職員に周知・徹底するとともに未然の防止を図る。

2、利用者の人権擁護・虐待防止のための体制の整備について

(1) 防止体制の運営・構築

ア、人権擁護・虐待防止等のための取組

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者の設置、その他の必要な体制の整備、職員に対する人権意識・専門的知識の構築等、研修の実施等の措置を図る。

イ、具体的には、施設長を責任者とし外部講師等も含め、OJT を中心とした啓蒙・周知等の徹底を図る。また、関係団体等のセミナー研修にも積極的に職員を派遣し研修にあたる。

ウ、管理者（施設長）は権擁護・虐待防止のための体制の構築の責任者として、職員の先頭に立って、その防止に努め一括的な管理体制を構築する。

エ、緊急時等身体的拘束を行う場合

利用者又は利用者の生命・身体を保護するため、緊急・避難的やむを得ない場合に該当する時は、速やかに組織的にかつ慎重に判断すること。

また、身体的拘束等を行った際は、その態様・対応及び時間的経緯並びに利用者の心身の状況・理由、その他必要な事項の記録をする。

(2) 管理体制

管理体制の責任者の特定非営利活動法人立川マックの施設長とし、副責任者として矢放職員をあてる。

3、通報義務

障害者虐待（疑いも含む）については、障害者虐待防止法に基づき当該市区町村へ速やかに通報する。

また、通報した上で関係行政機関と連携して速やかに対応する。

4、虐待等の事故の報告

障害者虐待（疑いも含む）の発生時には、障害者虐待防止法に基づき当該市区町村へ速やかに通報するとともに、東京都に速やかに報告すること。

「東京都担当」

[東京都保健局障害者背作推進部 障害者支援施設・生活介護・自立訓練]
居宅支援課 障害者支援施設係

☎ 03-5320-4156 ファックス 03-5388-1407

附 則

この規定は、2019年4月1日より適用する。